

議案第 21 号

野田市関宿クリーンセンター解体工事請負契約の締結について

野田市関宿クリーンセンター解体工事を施工するため、下記の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年野田市条例第7号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 野田市関宿クリーンセンター解体工事                     |
| 2 契約の方法  | 総合評価方式による制限付一般競争入札                    |
| 3 契約金額   | 金773,300,000円                         |
| 4 契約の相手方 | 野田市宮崎126番地4<br>株式会社 堀建設<br>代表取締役 堀 直道 |

令和2年7月13日提出

野田市長 鈴木 有

## 提案理由

野田市関宿クリーンセンター解体工事を施工するため、請負契約を締結しようとするものである。

## 建設工事請負契約書

- 1 工事名 野田市関宿クリーンセンター解体工事
- 2 工事場所 野田市古布内1940番地1
- 3 工期 自 令和 年 月 日  
至 令和4年 3月11日
- 4 請負代金額 金773,300,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額70,300,000円)
- 5 契約保証金
- 6 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式1のとおりとする。

上記の工事について、発注者 野田市 と受注者 株式会社 堀建設 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年野田市条例第7号)により議会の議決を得たとき効力を生ずるものとする。ただし、議会の議決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責を負わない。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 野田市鶴奉7番地の1  
氏名 野田市  
野田市長 鈴木 有

受注者 住所 野田市宮崎126番地4  
氏名 株式会社 堀建設  
代表取締役 堀 直道

# 入 札 結 果 表

開 札 日 時	令和2年7月2日 午後1時30分
開 札 場 所	野田市役所高層棟5階会議室
落 札 者	株式会社 堀建設
落 札 価 格	773,300,000円 (うち消費税等の額 70,300,000円)
予 定 価 格	814,548,900円 (うち消費税等の額 74,049,900円)

(単位：千円)

業 者 名	第1回	第2回	価格 評価点	技術 評価点	評価値	摘要
(株)坂斉建設	736,200		95.49	13	108.49	
創英建興(株)	辞退					
東葛工業(株)	725,900		96.84	17	113.84	
(株)堀建設	703,000		100.00	20	120.00	落札
丸要建設(株)	727,800		96.59	17	113.59	
山本建設工業(株)	734,900		95.65	18	113.65	

(消費税等の額を除く)

低入札価格調査基準価格749,384,900円 (うち消費税等の額 68,125,900円)

# 野田市関宿クリーンセンター解体工事

## 設 計 概 要 書

- 1 工事名称 野田市関宿クリーンセンター解体工事
- 2 工事場所 千葉県野田市古布内1940番地1
- 3 敷地面積 15,744㎡
- 4 延床面積 2,526.63㎡
- 5 構造規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2棟

## 6 設計要旨

### (1) 基本方針

現在の「関宿クリーンセンター」は、古布内・桐ヶ作地区の環境を守る会こと関宿町ゴミ処理場建設反対同盟から稼働停止について訴訟を提起され、平成20年8月6日に和解し、その和解条項に基づき、平成26年3月末日をもって稼働停止しております。

稼働停止後に「可及的速やかに収去する」とされていたことから、施設の解体工事を行うこととしました。

### (2) 工事概要

本工事は関宿クリーンセンターの解体、撤去を「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づいて施工するもので、解体に伴う発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理するものとしております。

また、解体、撤去の範囲は、関宿クリーンセンター敷地内の建屋、煙突と附属する車庫、倉庫、粗大ゴミ解体作業場、リサイクルハウス等全ての工作物と屋内、屋外に設置されている全ての機器とし、基礎杭、基礎及び地業を含め撤去し、外構につきましては舗装及び境界ブロック等を撤去し整地するものとしております。

## 7 撤去計画

高さ3mの仮囲いを設置し、ダイオキシン類汚染部に該当する部分での建築物内については、ダイオキシン類等が管理区域外に漏出しないよう、汚染区域全体を建屋内外から密閉養生を行い、解体工事を行います。

## 8 工事内訳書

	工事名称	数量	単位	摘要
1	直接仮設費	1	式	
2	除染用水排水処理設備工事費	1	式	
3	発生材仮置場費	1	式	
4	工事用車両洗車設備費	1	式	
5	除染工事費	1	式	
6	機器解体工事費	1	式	
7	煙突解体工事	1	式	
8	建屋・構造物解体工事	1	式	
9	基礎杭引抜工事	1	式	
10	土工事	1	式	
11	DXN 類対策工事	1	式	
12	廃棄物処理費	1	式	
13	その他工事	1	式	外構分

案内図



